

記入例(日本の方式、日本人同士で離婚する場合)

離婚届

令和 7 年 5 月 30 日 届出

届出る日を記入

在バルセロナ日本国 大使 殿
総領事

受理 令和 年 月 日	第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

日本法による協議離婚の場合、用紙右側の証人欄の記入が必要

外国人の場合はサインの上にカタカナで氏名を記名

証 人 (日本法による協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	佐藤 一郎 印	ジャリエルロドリゲス、ジョルディ Yariel Rodriguez Jordy
生年月日	昭和 34 年 2 月 16 日	1978 年 12 月 16 日
住 所	スペイン国カタルーニャ州バルセロナ県バルセロナ市 ディアアウグスタ通り2番3階1号	スペイン国カタルーニャ州バルセロナ県サバデル市 ムンタネル通り1番1階1号
本 籍	東京都千代田区霞が関2丁目 2 番地 番	スペイン国 番地 番

氏名は夫妻とも戸籍どおりの書き方で記入

本籍地はダッシュ(一)を使わず戸籍通りに記入
×霞が関2-2
○霞が関2丁目2番

(フリガナ) 夫 サトウ タロウ 妻 サトウ ハナ	氏 名	佐藤 太郎	佐藤 花
生年月日	平成 元 年 1 月 8 日	平成 2 年 3 月 3 日	
住 所	スペイン国カタルーニャ州バルセロナ県バルセロナ市 ディアゴナル通り640番中2階2号	スペイン国カタルーニャ州バルセロナ県バルセロナ市 ディアゴナル通り640番中2階2号	
本 籍	東京都千代田区霞ヶ関2丁目2 番地 番		
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日		
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1 番地 番 筆頭者の氏名		
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 佐藤 海	
(6) 同居の期間	(同居を始めたとき) 令和 〇 年 〇 月 から (別居したとき) 令和 〇 年 〇 月 まで		
(8) 別居する前の住所	スペイン国カタルーニャ州バルセロナ県バルセロナ市グランピア通り23 番地 番 号		
(9) 別居する前の世帯の主な仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(目次は除く)の常用勤務者世帯(勤務の元従業員等)1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者)は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯		
(10) 夫婦の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業		
その他			
届出人署名 (※押印は任意)	夫 佐藤 太郎 印	妻 佐藤 花 印	
事件簿番号			

(届出人の連絡先及び電話番号+34-93-280-34△△(夫)+34-93-280-34△△(妻))

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。
この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書きこ内にその国籍を書いてください。
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
- にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。
- 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
- 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。
- 外国の法律で協議離婚したときは、3か月以内に離婚証明書をそえて出してください。外国の裁判所で離婚した日から10日以内に原告から判決書の謄本及び確定証明書をそえて出してください。なお、この10日を経ないときは被告から届出できます。いずれの場合も証人欄の記載は不要ですが、外国文の証明書には翻訳者添付してください。また、「その他」欄には、協議離婚したときは、離婚確定年月日及び離婚の方式を、離婚判確定年月日及びその裁判所名を記載してください。
- 届書は2通出してください。
- 戸籍謄本は原則として不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本を添付してください。
- 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名した場合はカタカナで併記してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

(面会交流)
取り決めている。
まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

(養育費の分担)
取り決めている。取決め方法 : (□公正証書 □それ以外)
まだ決めていない。



このチェック欄についての法務省の解説動画

戸籍どおりに氏名を楷書体で署名(要直筆)